

岩手県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
八重樫歯科医院	奥州市水沢袋町1番29号	令和6年4月16日
ふたば薬局	胆沢郡金ヶ崎町西根下谷地92番地1	令和6年4月19日
矢巾歯科診療所	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第7地割189番地	令和6年4月22日
関根歯科医院	奥州市江刺西大通り3番9号	令和6年5月15日
矢巾西口薬局	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割312番地	令和6年6月1日
おでんせ薬局	北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐるーぶ4階	〃